

留学生スタディ京都ネットワーク 留学生対象インターンシッププログラム 受入企業・団体にご賛同いただきたい考え方

留学生スタディ京都ネットワークが主催して実施いたします「留学生スタディ京都ネットワーク 留学生対象インターンシッププログラム」の留学生受入に関して、以下のとおり受入企業・団体の皆様にご賛同いただきたい、「考え方」をまとめさせていただきました。例えば、海外における製品の製造や販売、外国人観光客のインバウンド需要に対応するビジネス展開など、海外に関わるビジネスをお考えになるうえで、留学生の採用にご興味があり、以下の「応募要件」を満たし、「受入企業・団体の考え方」にご賛同いただける、企業・団体の皆さまのご応募をお待ちしております。

受入企業・団体の考え方

1. 留学生の採用待遇

留学生を日本人学生と同様に正社員(総合職又は高度専門職)で採用する意思がある、又は今後採用を検討している。

2. 入社後の育成計画及びキャリアパス

留学生が入社した後の育成計画・人材育成制度(キャリアパス)を設定している又は今後設定した上で採用をすることを検討している。

※長期的に会社の基幹人材として育成することが前提になります。

3. 使用言語及び国籍

使用言語及び国籍は原則不問。

※留学生が使用できる言語の希望を運営事務局にお伝えいただくことは可能です。

応募要件

1. 企業規模等

京都府内に本社または支社・事業所等を置き、京都府内で留学生の受入が可能な企業・団体様、40社程度

2. インターンシップ勤務地

インターンシップの勤務地を参加留学生の自宅から通勤可能な範囲に設定できる。

※有給プログラムの場合は、原則受入企業様にご負担いただく、留学生の自宅から受入企業までの交通費(一日上限1,000円)の範囲内。最寄りの駅からの送迎等、別途ご対応いただける場合は、その旨事務局までお申し出ください。

以上

留学生対象インターンシッププログラムで 留学生を受け入れていただく企業・団体の皆さまへのお願い

留学生スタディ京都ネットワークが主催して実施いたします「留学生スタディ京都ネットワーク 留学生対象インターンシッププログラム」の受入に関して、受け入れていただく企業・団体の皆さまに以下の事項について、ご対応をお願いしたく存じます。大きなご負担をおかけするかと存じますが、何卒よろしくお願いいたします。

1. 本プログラムの趣旨につきまして

本プログラムの趣旨(正社員として必要となる多様な就業経験を積むこと、企業・団体の事業理解を深めること、京都企業・団体への就職および定着につなげること等)を、留学生を受け入れていただく現場のご担当の皆さまにもお伝えいただき、ご理解いただくようお願いいたします。

※過去には、受入決定後に、現場の皆さまとご調整の結果、受入をお断りになられるケースや現場ご担当の皆様がインターンシップ生とアルバイトとの違いを認識されていないことがございました。このような事態になりますと、企業・団体様、留学生の双方ともに本プログラムにて期待される成果が得られなくなりますので、情報の共有をお願いいたします。

2. 研修内容について

有給プログラム

(1)正社員としての採用を視野に入れた多様な業務経験

貴社や京都企業・団体の正社員として業務に従事するうえで、多様な(複数部署又は複数業務等)業務経験を積ませていただき、様々な角度から、正社員としての働くことの意味(アルバイトとの違い)や日本企業・日本人の職業観、会社全体から見た仕事の位置づけ・価値、貴社ならではの魅力を留学生が学ぶことができるよう、就業内容についてご配慮いただきますようお願いいたします。

(2)目標の設定

研修の効果をさらに高めるため、期間内に獲得するべきスキル、解決するべき課題など、留学生本人とお話しいただいた上で、留学生が達成するべき目標の設定をお願いいたします。

(3)経営者様との面談

研修期間内に一度、貴社の経営者層の方と留学生の面談の機会を設定いただきたいと存じます。経営者としてお考え、社業への熱意、会社の目指すべき方向性、外国人従業員への期待などについてお話を直接いただくことは、貴社または京都企業で働きたいと考える大きなきっかけになるはずです。

無給プログラム

(1)企業・団体への職業理解を目的としたプログラム

日本での就職を視野に入れている留学生に対し、京都地域の幅広い企業・団体への理解促進と就業意欲の醸成を目的とし、教育プログラムとして実施します。企業・団体への職業理解を目的とした範囲での現場体験や研修等、プログラム内容についてご配慮いただきますようお願いいたします。

3. プログラムの延長について

プログラムの終了後、参加留学生や受入企業・団体様の申し出によりプログラムの延長を希望される場合は、参加留学生と受入企業・団体様の双方合意の下、延長期間は「有給プログラム」とすることを原則として、期間・実習内容をご相談の上で、その可否を決定させていただきます。

以上